



早期発見 と 見守り・支援 で 高齢者と障がい者を 虐待から守る

高齢者や障がい者への虐待は、大きな社会問題になっています。

この背景には、認知症や障がいに対する理解不足、家族の介護疲れなど、さまざまな要因があります。

虐待を早期に見出し、また地域全体で見守り、支援することができれば、高齢者や障がい者は健やかに暮らすことができ、万が一の虐待からも救うことができます。

虐待にならないように

虐待は大きく5つに分かれ、いくつかの虐待が重なって行われている場合もあります。

身体的虐待

暴力をふるい体に傷や痛みを負わせること、身動きがとれない状態にすること。
(例) たたく、蹴る、縛り付ける、無理やり食事を口に入れる

心理的虐待

侮辱や拒絶の言葉・態度で、精神的な苦痛を与えること。
(例) 怒鳴る、悪口を言う、子ども扱いする、意図的に無視する、心理的苦痛を与える

視する、心理的苦痛を与える
無理解(または同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりすること。
(例) 人前でおむつを交換する、下着のまま放置する、わいせつな行為をする(させる)

経済的虐待

本人の同意なしに財産や年金、貸金などを使うこと。また、理由なく金銭を与えないこと。
(例) 不動産や年金、預金を勝手に使う、必要な金銭を渡さない

ネグレクト(介護や世話の放棄)

食事や入浴、洗濯、排せつ物などの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させること。
(例) 食事を与えない、入浴させない、受診させない

虐待の原因の1つは 介護疲れです

介護者の心身の疲労は、虐待の主な原因の一つです。介護は長期にわたることが多く、また「自分(たち)で

やらなければ」と、家族だけで全てを抱えこもうとする場合が少なくありません。介護者の負担が限界に達したとき、虐待という結果を招くことになりやすくなります。

「高齢者虐待防止ネットワーク」で 虐待防止へ

町では「高齢者虐待防止ネットワーク」を設け、各関係機関の連携を強化し、高齢者虐待防止の支援方法の構築に取り組んでいます。

民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、保健福祉事務所、医療機関、警察署、社会福祉協議会、地域包括支援センター、町などの機関で構成されています。

サポートを上手に 利用しましょう

虐待をしている本人には、虐待をしているという認識がない場合が多いです。

虐待されている側も、介護してくれている家族をかばうこと、また、虐待されている事実を周囲に知られたくないといったことが少なくありません。

周囲の気づきと 通報が みんなを救います

介護をしている人は、悩みや心配ごとを一人で抱えこまないでください。専門機関や相談窓口を上手に活用しながら、介護を続けていきましょう。

高齢者・障がい者の介護に関する相談/虐待の通報先

福祉課 ☎851-7790
◆高齢者の介護に関する相談 町地域包括支援センター ☎851-3002

女性活躍推進法等が改正されました

女性活躍推進法等が改正されたことにより、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が常用労働者101名以上の事業主に拡大されるほか、パワハラ防止措置が事業主に義務付けられることとなります。

※詳細は厚生労働省ホームページを確認してください。
照会先 神奈川県労働局雇用環境・均等部指導課
☎045121117380

10月7日(月)～13日(日)は 行政相談週間

行政相談週間行事の一環として、行政相談委員が中心となり行政相談所を開設します。(申込不要)

日時 10月11日(金)13時30分～15時30分

場所 社会教育センター
内容 国の行政機関の業務、公団や公庫などの特殊法人、独立行政法人、国の補助に係る業務、県および市町村が国から法定受託している業務など

どに関する相談
相談員 行政相談委員(曾我眞、村上ちず子)

※行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受け、皆さんの相談相手として、国の行政機関などの業務に関する苦情の相談に応じ、相談者に必要な助言や関係機関へ苦情を通知するなど、問題の解決を促します。

照会先
・総務防災課(町民係) ☎8517160
・総務省神奈川行政評価事務所 所行政相談課 ☎05701090110

糖尿病週間行事

「はじめてみよう運動療法」

糖尿病の方、予備軍の方、糖尿病について学んでみたい方、参加をお待ちしています。

日程 11月10日(日)

時間 10時～12時(受付9時45分)

内容 調理実習・栄養相談「バイキングでカロリーチェック!」

講師 神奈川県栄養士会
定員 先着35名(申込制)
持ち物 エプロン、三角巾、ふきん

午後の部

時間 13時～15時(受付12時30分)

内容 講演「今日からできる糖尿病の予防と自己管理」
次の健診が楽しみになる生活習慣改善の虎の巻

講師 かたやま内科クリニック院長 片山 隆司 先生
定員 先着100名
場所 川東タウンセンター マロニエ(小田原市中里27316)

申込・照会先 糖尿病週間行事実行委員会事務局(小田原市保健センター)
☎046514714723

年金生活者支援給付金 制度がはじまります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには 請求書の提出が必要ですが、案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。
対象となる方
① 老齢基礎年金を受給している左記の要件をすべて満たしている方
◆ 65歳以上である
◆ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
◆ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である
② 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している左記の要件を満たしている方
◆ 前年の所得額が約46.2万円以下である
● 請求手続き
① 平成31年4月1日以前から年金を受給している方
◆ 対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。同封のがき(年金生活者支援給付金請求書)

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。
日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めらることはありません。
年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。
☎057010514092

2019年10月1日、消費税・地方消費税の税率は10%へ。
※10%のうち2.2%は地方消費税です。
税率引上げは社会保障制度を次世代に引き継ぎ、みんなが安心できる社会にするために必要です。
引上げ分は、すべての世代を対象とする社会保障のために使われます。
家計と景気、両方の視点から対策を実施します。
政府広報 消費税 検索